

難病に罹患した労働者の皆さんへ 病気と共に働き続けるために

-どんなことでもお気軽にご相談下さい-

平成30年4月に厚生労働省は難病に罹患された皆さんが就労を継続するためのポイントをまとめた「難病に関する留意事項」を定め、治療と職業生活のガイドラインの参考資料の1つに加えました。

難病は治療技術の進歩に伴い、症状をコントロールしながら就労することが可能な場合があります、実際難病患者の56%が就労しているとの報告もあります。

しかし、難病については「働くことができないのではないか」「働かせると危ないのではないか」といった先入観をもたれやすかったり、体調が日によって変動することについて理解を得にくい場合があります、就業継続のための協力が得られない場合もあります。

茨城産業保健総合支援センターでは、雇用主である事業場担当者や主治医等の医療機関関係者等と連携を図りながら治療と仕事の両立を進めるための各種支援を無料で行っております。是非ご利用ください。



主な対応

<相談対応>

茨城産業保健総合支援センターの担当者が茨城難病相談支援センターに出張して難病患者さん向けに就労・障害年金等に関する様々な相談をお受けいたします。

相談例

- ・難病と診断されたが働き続けられるだろうか
- ・どのように会社に対し言ったらいいだろうか
- ・障害年金など公的な支援は対象となるだろうか

相談だけではなく

<個別調整支援>

当センターの両立支援促進員が事業場を訪問して難病患者さんの健康管理や仕事との両立の方法などについて調整を行い、両立支援プランや職場復帰プランの作成の助言支援を行います。

※一部対応出来ない場合もございます。
相談時にご確認下さい

茨城産業保健総合支援センター
茨城県難病相談支援センター

〒300-0331 茨城県稲敷郡阿見町阿見4733
茨城県立医療大学付属病院内
TEL 029-840-2838
ホームページ <http://www.nanbyou.org/>
(相談対応は随時、完全予約制です)